

国立大学法人大阪教育大学と国立大学法人愛知教育大学との包括連携協定書

国立大学法人大阪教育大学（以下「甲」という。）と国立大学法人愛知教育大学（以下「乙」という。）は、両大学の一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携協力し、各種教育課題の解決に資するとともに、我が国の教員養成の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）教育及び研究に関すること。
- （2）学生支援に関すること。
- （3）教員研修の高度化に関すること。
- （4）教職の魅力向上に関すること。
- （5）その他甲及び乙が必要と認める事項

（連絡調整窓口）

第3条 前条各号に定める事項を円滑かつ効果的に進めるために、甲及び乙に連絡調整窓口を設ける。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙は協議のうえ、本協定の内容を変更できるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定は、締結日から効力を有し、有効期間は令和8年3月31日までとする。ただし、甲又は乙のいずれかから有効期間満了の3か月前までに書面による終了の意思表示がない限り、自動的にその後2年間その効力を継続する。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議し決定するものとする。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

令和5年12月15日

国立大学法人大阪教育大学

学長

岡本幾子

国立大学法人愛知教育大学

学長

野田敦敬